

新たな森林管理システム及び森林環境譲与税が導入されることを踏まえ、その主体的な役割を担う市町村の支援体制を構築するため市町村とのワーキングにより検討

【構成員 須坂市・茅野市・塩尻市・千曲市・東御市・南牧村・根羽村・朝日村・小川村・伊那市・県林務部 部課室長】

平成31年度～

【森林経営管理法に基づく新たな事務】

所有者に代わって市町村が森林の経営管理を実施(新たな森林管理システム)

- ・対象森林の選定、所有者の特定
- ・所有者の意向調査、境界の明確化
- ・経営管理権の設定
- ・森林整備の発注 など

【森林環境譲与税の譲与】

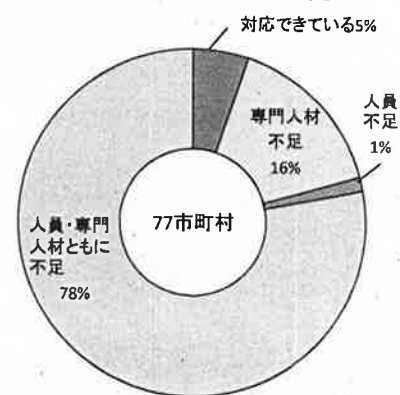
新たな森林管理システムを展開するための財源が市町村に譲与

- ・譲与税を活用した事業の実施、公表
- ・基金の設置

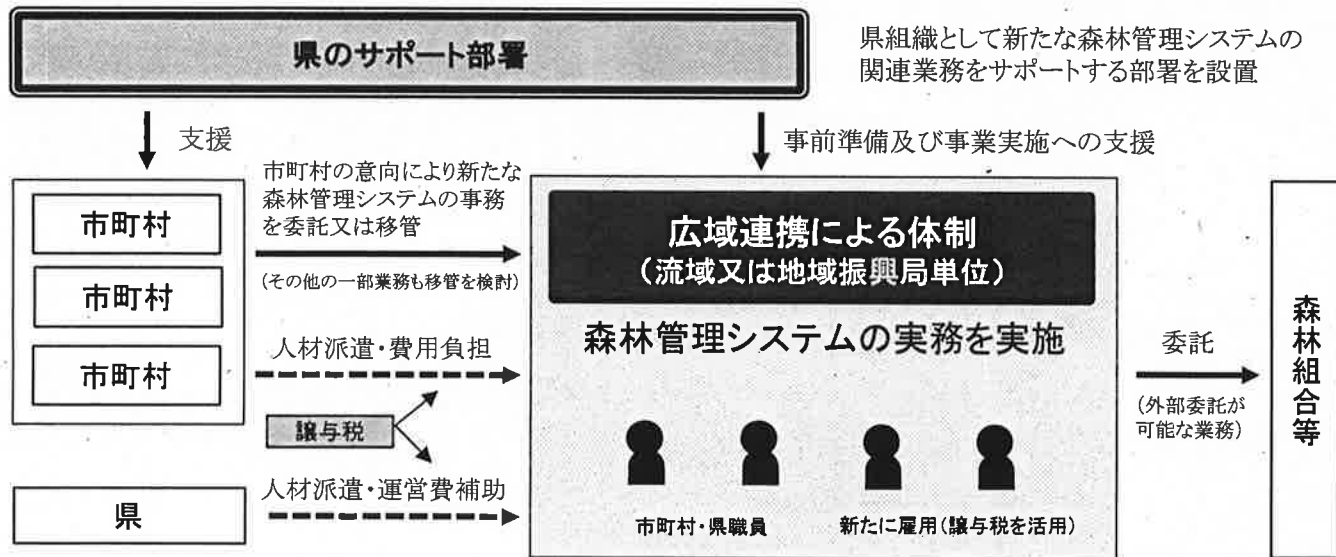
「新たな森林管理システム」等の効果的な運用に向けた検討ワーキング 主な意見

- ・県内の市町村の約7割が他の業務との兼務で林務業務を担当しており、人員・専門人材ともに不足している状況。
- ・このため、新たな森林管理システムの導入にあたっては、市町村を支援するため体制を構築することが必要であり、かつ、広域的に対応を図ることが効果的。
- ・森林環境譲与税については、新たな森林管理システムに活用することを中心としつつ、まずは所有者の特定や境界の明確化、意向調査などの条件整備に活用することが重要。

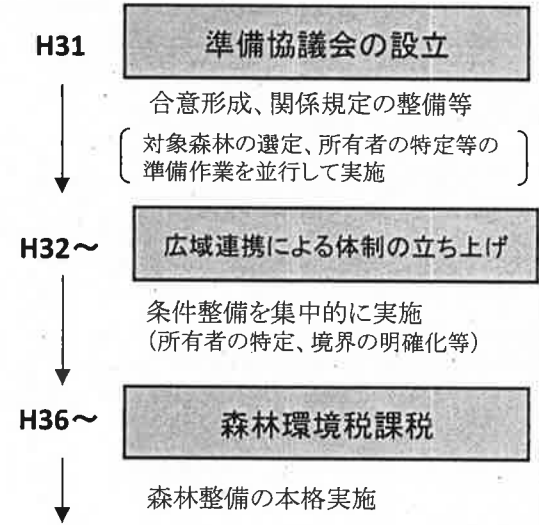
現行の業務内容・業務量に対する市町村の体制【聞き取り結果】



市町村を支援するための体制 (地域の実情を踏まえて検討)



【スケジュール】



新たな森林管理システム及び森林環境譲与税（仮称）に関する 県と市町村との確認事項（案）

平成 31 年度から森林経営管理法が施行され、その財源として森林環境譲与税（仮称）が措置されることを踏まえ、新たな森林管理システムの適切かつ効果的な運用を図るために、県と市町村において以下の内容に取り組みます。

【確認事項（取組内容）】

1 新たな森林管理システムへの対応

全ての市町村で新たな森林管理システム（対象地の選定や意向調査のための所有者の特定などの準備を含む）に着手し、県はその取組を支援します。

2 森林環境譲与税（仮称）の用途

市町村に譲与される森林環境譲与税（仮称）については、新たな森林管理システムと併せて新設される制度の趣旨を踏まえ、基本的に新たな森林管理システムの運用に活用します。

- ・対象森林の選定
- ・意向調査の実施（所有者の特定を含む）
- ・境界の明確化
- ・経営管理権が設定された森林の管理及び整備 等

県に譲与される森林環境譲与税（仮称）については、市町村による新たな森林管理システムを運用するための体制整備等への支援や森林情報基盤の整備、担い手育成等の広域的な課題への対応に活用します。

3 森林整備に必要な条件整備の推進

新たな森林管理システムによる森林整備を着実に進めていくためには、所有者の特定、森林境界の明確化などの条件整備が必須であり、森林環境税（仮称）の課税が始まる平成 36 年度には、本格的な森林整備が展開できるよう、当面は条件整備を優先的に実施することとします。

4 森林環境譲与税（仮称）の説明責任

森林環境譲与税（仮称）の用途については、県への譲与分は県が、市町村への譲与分は市町村が、それぞれ説明責任を担います。また、新たに創設される税となることから、2 を踏まえて森林づくり県民税活用事業などとの役割分担を明確にします。

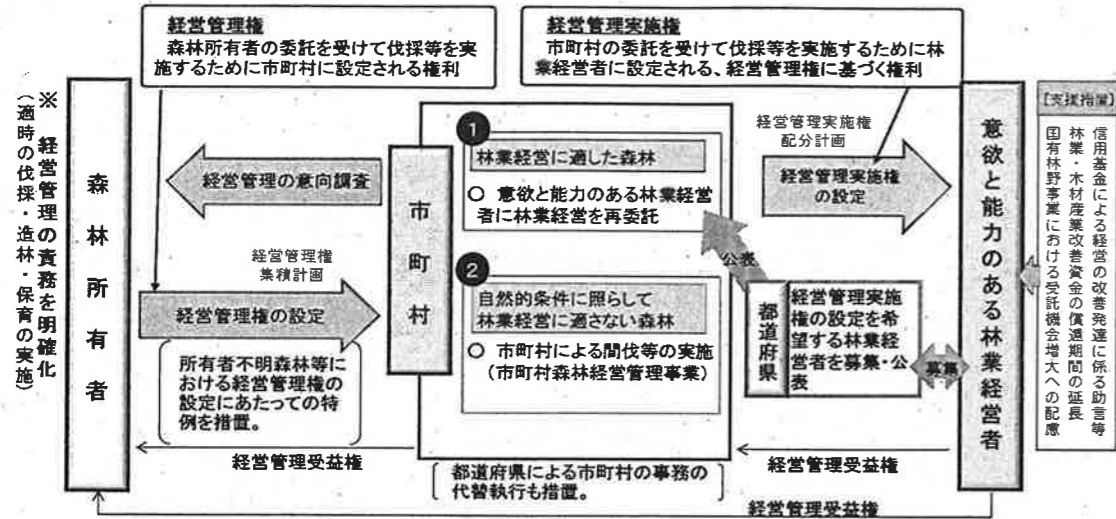
5 新たな森林管理システムに対応する市町村の支援体制の構築

新たな森林管理システムの効率的かつ効果的な運営を図るため、地域における広域連携体制の構築に向けた協議を県と市町村で行います。

新たな森林管理システムと森林環境譲与税(仮称)の導入

1 「新たな森林管理システム」の概要

経営や管理が行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力ある林業経営者をつなぐ「新たな森林管理システム」を構築



区分	①林業経営に適した森林	②林業経営に適さない森林
管理方法	意欲と能力ある林業経営者による経営管理	市町村が経営管理を実施
管理方針	木材の持続的な生産・利用 [針葉樹による育成単層林]	公益的機能の持続的な発揮 [針広混交林等の複層林]
施業内容	・木材生産を目的とした施業 ・伐期が到来する場合は主伐・再造林を実施	・長伐期化や複層林化による非皆伐施業 ・市町村が間伐等の施業を適期に実施
経営管理権の設定期間	主伐を伴う場合は、最低でも15年以上(主伐後10年以上)の存続期間を確保	基本的に市町村が継続的に管理するための権利として設定することを想定
木材収入の取扱い	施業に要する費用(林業経営者の利益を含む)を差し引いた上で、森林所有者に還元	木材収入は所有者には還元されない(市町村の費用の一部に充当)

2 森林環境譲与税(仮称)の創設

新たな森林管理制度の創設と併せて、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)が創設される。森林環境譲与税(仮称)は、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならない。

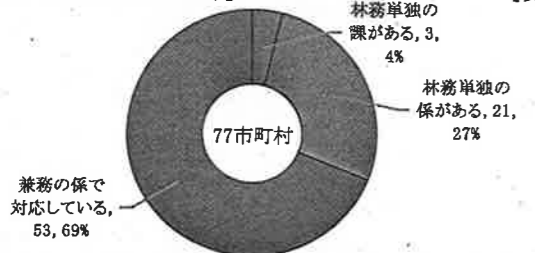
区分	基礎指標			①H31~ 譲与額 (百万円)	②H34~ 譲与額 (百万円)	③H37~ 譲与額 (百万円)	④H41~ 譲与額 (百万円)	⑤H45~ 譲与額 (百万円)
	私有林人工 林面積 (ha)	林業就業者 (人)	人口 (人)					
市町村				494.2	741.3	1,050.1	1,359.0	1,667.8
県	248,462	2,673	2,098,804	123.5	185.3	185.3	185.3	185.3
市町村+県				617.7	926.6	1,235.4	1,544.3	1,853.1

H30年度時点の基礎指標を用いた試算

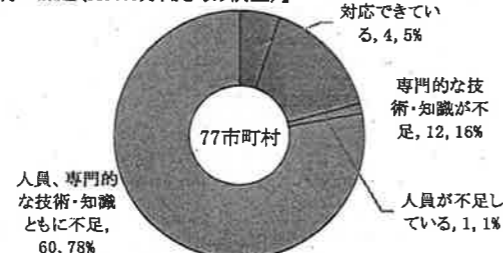
新たな森林管理システムの導入に向けた市町村の体制の課題

新たな森林管理システムの実務を担う市町村では、約7割が兼務で林務行政を担当しており、多くの市町村で人員、専門的な技術・人員が不足している状況。

【市町村の体制(H30.4.1時点)】



【現行体制の課題(H30.5月聞き取り調査)】



今後の対応

1 基本的な考え方

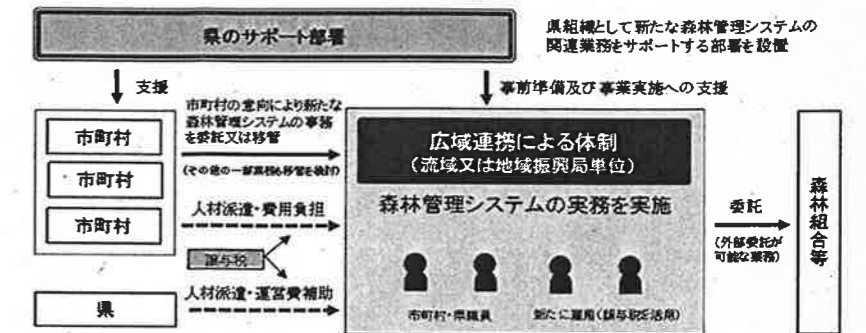
新たな国民負担を伴う形で創設される制度になることも踏まえ、全ての市町村で新たな森林管理システム(対象地の選定や意向調査のための所有者の特定などの準備を含む)に着手。ただし、意向調査等を通じて、森林所有者の管理意思のある場合は自ら管理を行うか、林業事業者による長期の経営受託(従来のスキーム)を優先。

【優先事項】

新たな森林管理システムによる森林整備を着実に進めていくためには、所有者の特定、境界の明確化などの条件整備が必須であり、当面はこうした条件整備を優先的に実施。

2 広域連携体制の構築

新たな森林管理システムの実務を担う市町村では、人員や専門的な人材が不足している状況にあり、現状の体制での対応が困難な状況である。
このため、新たな森林管理システムの効率的かつ効果的な運用を図るため、地域における広域連携体制の構築に向けた協議を県と市町村で行う。



3 広域連携の方法

地域の実情に応じて市町村が主体的に広域連携の方法及び範囲を選択。
広域連携の効果を発揮できる体制としては、新たな森林管理システムの事務を市町村から広域連合に移管する方法が考えられるほか、いくつかの選択肢が考えられる。

- (1) 広域連合
新たな森林管理システムの市町村の事務(権限)を移管して広域連合が意向調査や経営管理権の設定等を実施
- (2) 関係者で新たな協議会を設置
新たな森林管理システムの業務を担う協議会を新たに設置し、意向調査や経営管理権の設定等の事務について、市町村からの受託又は関連団体と協調して業務を実施。将来的には法人化を検討。既存の団体で事務を担うことも可。
- (3) 連携中枢都市圏、定住自立圏域等の活用
既存の連携中枢都市圏、定住自立圏域等の連携業務に新たな森林管理システム等の事務を追加し、連携中枢都市又は中心市が意向調査や経営管理権の設定等の補助業務を実施。

広域連携体制の費用負担の在り方については、それぞれの地域で検討

4 県の役割

新たな森林管理システム推進のための市町村への支援や広域連携体制の構築に向けた支援を実施。
この他、森林情報基盤の整備や担い手育成といった広域的な対応が効果的な取組みを展開。

5 森林環境譲与税(仮称)の用途

森林環境譲与税(仮称)については、新たな森林管理システムと併せて新設される制度であるため、制度創設の趣旨を踏まえ、基本的に新たな森林管理システムの運用に活用。

【考えられる活用例】

- ・対象森林の選定
- ・意向調査の実施(所有者の特定を含む)
- ・境界の明確化
- ・経営管理権が設定された森林の管理及び整備 等

6 森林環境譲与税(仮称)と森林づくり県民税との役割分担

森林環境税(仮称)の用途については、県への譲与分は県が、市町村への譲与分は市町村が、それぞれ説明責任を担うことになるため、新たに創設される税となることを踏まえ、森林づくり県民税などの既存事業と重複することのないよう、県・市町村が役割分担を明確にして事業を実施。

7 今後の予定

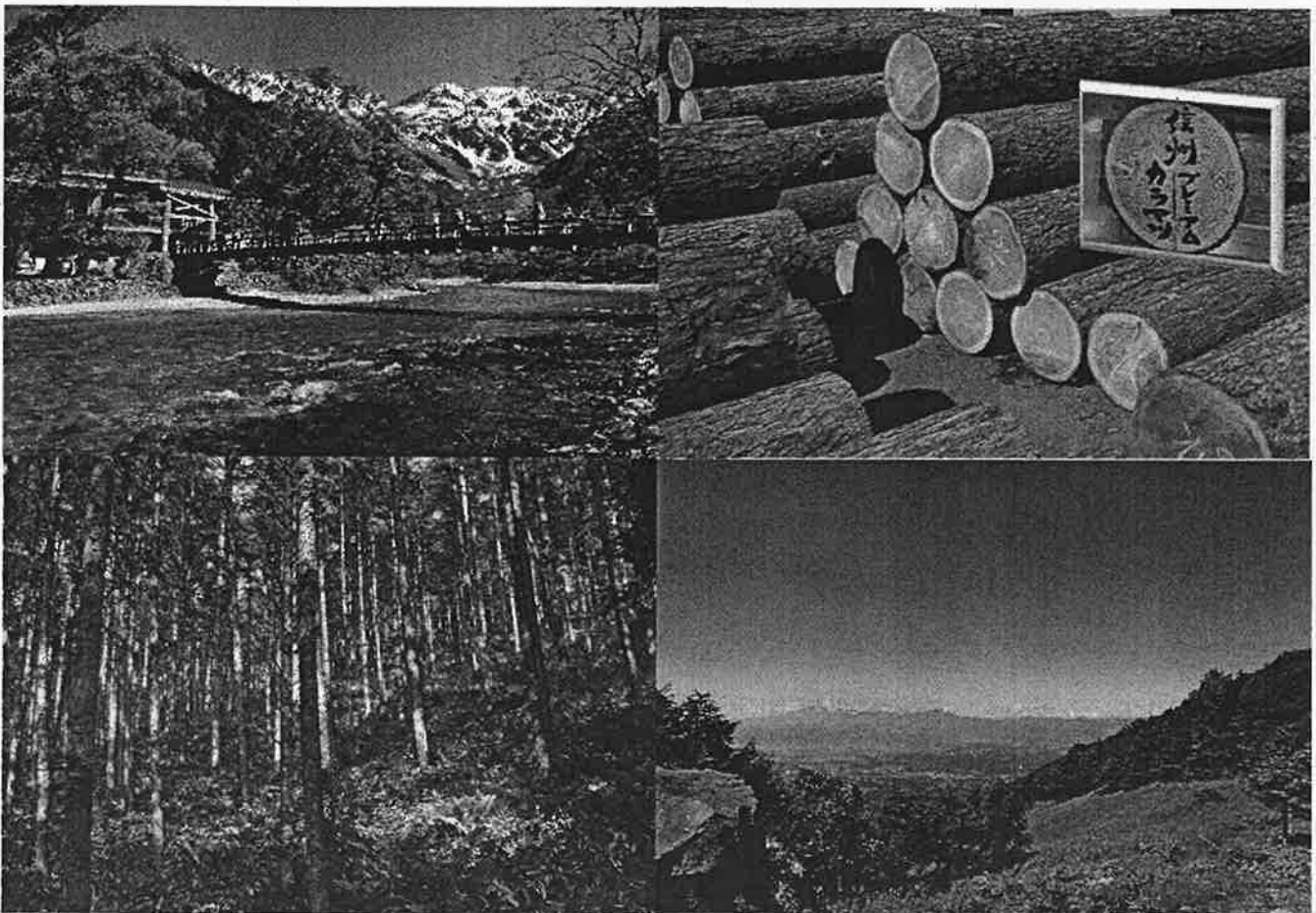
	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023 H35	2024 H36
広域連携体制	連絡会議による情報共有					
			準備協議会の立ち上げ、広域連携体制の検討			
				広域連携体制の立ち上げ、運用		本格運用
新たな森林管理システム				境界明確化等の条件整備を優先的に実施(当面10年間程度)		森林整備本格実施 (可能な場合は森林整備を実施)

「新たな森林管理システム」等の効果的な運用に向けた検討ワーキンググループにおける意見をイメージとしてまとめたものです。

都市との連携による 信州の豊かな森林づくり

～森林環境譲与税の活用へのご提案～

(イメージ)



イメージ(写真仮置き)

森林環境譲与税を活用した森林づくりや木材利用の取組を長野県から提案します。



信州・長野県は、3,000m級の山々が連なり、四季折々の美しい姿を見られる自然豊かな県です。県土の8割を占める森林は、幾多の河川の源となり、下流域の暮らしを支え、美しい地域の景観を形成し、癒しや安らぎをもたらす貴重な資源です。信州の森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、信州の森林づくりにご協力をお願いします。



(活用例) 森林整備やカーボン・オフセットへの活用

長野県内の市町村等が行う森林整備の費用をご負担ください。県が認証した森林吸収量をカーボンオフセットにも活用いただけます。



森林整備の費用負担
県がCO2吸収量を認証



参加型の森林整備も企画します。

(活用例) 信州の木の利活用



木のおもちゃの贈呈

子どもが最初に触れるおもちゃに、自然素材の木を使いましょう。信州の職人が丹精込めて製作します。



公共施設の木造・木質化

公共施設の木質化により、温かみのある空間を創造します。



学校での木の利用

学校の身の回りのロッカーや机を木にしてみませんか。木を植えて利用するまでの森林の働きや資源の循環利用など、身近な場所で森林の学習をすることができます。



木工体験

(活用例) 森林を活用した教育活動



林間学校

森林には、子ども達の気づきや自ら行動するきっかけが広がっています。様々な学習活動に利用いただけます。



森林体験活動

森林での自然観察や散策などの体験活動、水源の森での上下流交流行事の企画・運営を行います。



上下流交流



フィールド整備

子ども達が安心して活動ができるよう、林間広場や遊歩道を整備します。

提案(例)

具体的なプランの検討には… **モニターツアー** を御利用ください。

信州・長野県の森林では、林間学校、森林ボランティア、自然観察、森林セラピーなど、様々な活動を体験いただくためのモニターツアーを企画いたします。

事前相談

都市自治体から県に事前の相談



モニターツアー

受け入れが可能な県内市町村でモニターツアーを実施



受入れ市町村の決定

都市自治体と県内市町村で協定を締結。



森林体験ツアーの実施

都市自治体がツアーを決定し、県内市町村が受け入れ

要望に応じて企画します



林間学校



自然観察体験



森林セラピー



雪原の散策

提案(例)

信州の森林づくりに御協力いただいた都市自治体には、災害時における木材供給等の支援をします。



復興資材となる丸太



復興資材(合板)



燃料となる薪やペレットの確保

森林環境税、森林環境譲与税とは？

＜基本的な枠組み＞ 平成31年度税制改正の大綱 平成30年12月21日閣議決定

- ・森林環境税(仮称)は年額1,000円とし、平成36年度から課税
- ・森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与が始まり、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てる。



間伐等の森林の整備



人材育成・担い手の確保



木材利用や普及促進

イメージ(写真仮置き)

多様な信州の森林



スギ



広葉樹



カラマツ



カラマツ



アカマツ



ヒノキ



※観光地等の写真を貼りつけ予定

都市部の自治体の皆様の具体的なご要望、ご相談をお待ちしています！お気軽にご相談ください。

長野県庁 林務部 森林政策課 企画係 026-235-7261 E-mail: rinsei@pref.nagano.lg.jp
長野県公式ホームページ [Http://www.pref.nagano.lj.jp](http://www.pref.nagano.lj.jp)

